

産業競争力強化法に基づく 場所の定めのない株主総会

制度説明資料

経済産業省 産業組織課

2022年9月

- 現行会社法において、リアル株主総会やハイブリッド型バーチャル株主総会の開催は可能であるが、バーチャルオンリー株主総会の開催は難しいとされる。

現行会社法の規定

- 株主総会を招集する場合には、株主総会の「場所」を定めなければならない（会社法298条1項1号）。
- 株主総会の「場所」は、株主が質問し説明を聴く機会を確保するため、物理的に入場することができる場所でなければならないと解されている。

リアル株主総会

- 物理的な会場を設ける。
- 株主は、物理的な会場に赴き出席。

⇒現行会社法上、開催可能。

ハイブリッド（参加・出席）型 バーチャル株主総会

- 物理的な会場を設ける。
- 株主は、物理的な会場に赴き出席するほか、インターネット等の手段により参加・出席することが可能。

バーチャルオンリー株主総会

- 物理的な会場を設けない。
- 株主は、インターネット等の手段により出席。

⇒現行会社法上、開催は難しいとされる。

- **産業競争力強化法**において、会社法の特例として、「**場所の定めのない株主総会**」に関する制度を創設し、**バーチャルオンリー株主総会の開催を可能**としている。

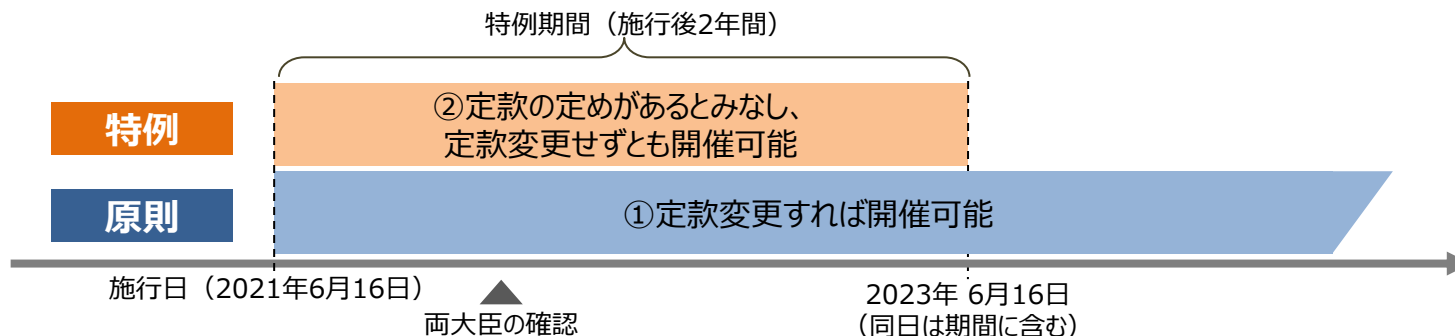
制度の趣旨

バーチャルオンリー株主総会は、(i)遠隔地の株主を含む多くの株主が出席しやすく、(ii)物理的な会場の確保が不要で運営コストの低減を図ることができ、また、(iii)株主や取締役等が一堂に会する必要がなく感染症等のリスクの低減を図ることができる。このように、**株主総会の活性化・効率化・円滑化につながる**ことから、株主の利益の確保に配慮しつつ、産業競争力を強化する観点から、**本制度において、バーチャルオンリー株主総会の開催を可能**としている。

制度の内容

- ① **上場会社は、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた場合に限り、株主総会を「場所の定めのない株主総会」とすることができる旨を定款に定めることができ、この定款の定めのある上場会社については、バーチャルオンリー株主総会の開催を可能**としている。
- ② **ただし、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえ、施行（2021年6月16日施行）後2年間は、上記①の確認を受けた上場会社については、上記①の定款の定めがあるものとみなすことができる**こととしている。この場合、定款変更の株主総会決議を経ることなく、**バーチャルオンリー株主総会の開催が可能となる**。なお、当該みなしの定款の定めに基づく場所の定めのない株主総会においては、上記①の定款の定めを設ける定款変更の決議を行うことはできない。

※本制度において、株主からの質問や動議を受け付けない取扱いを許容する規定はなく、**場所の定めのない株主総会においては、会社法の原則どおり、株主からの質問や動議を受け付ける必要がある**。



バーチャルオンリー株主総会の開催・定款変更の状況

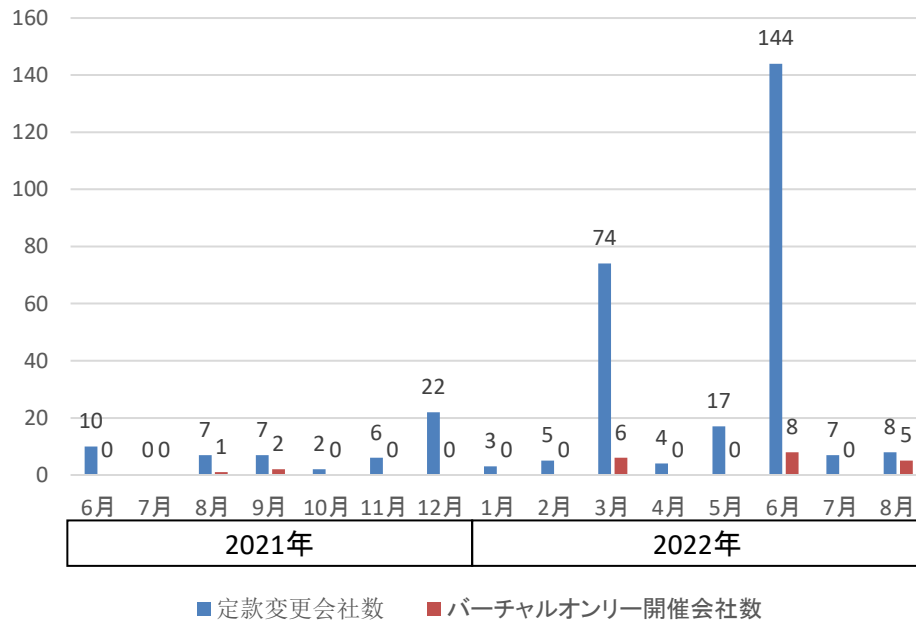
第1
制度

第2
確認手続

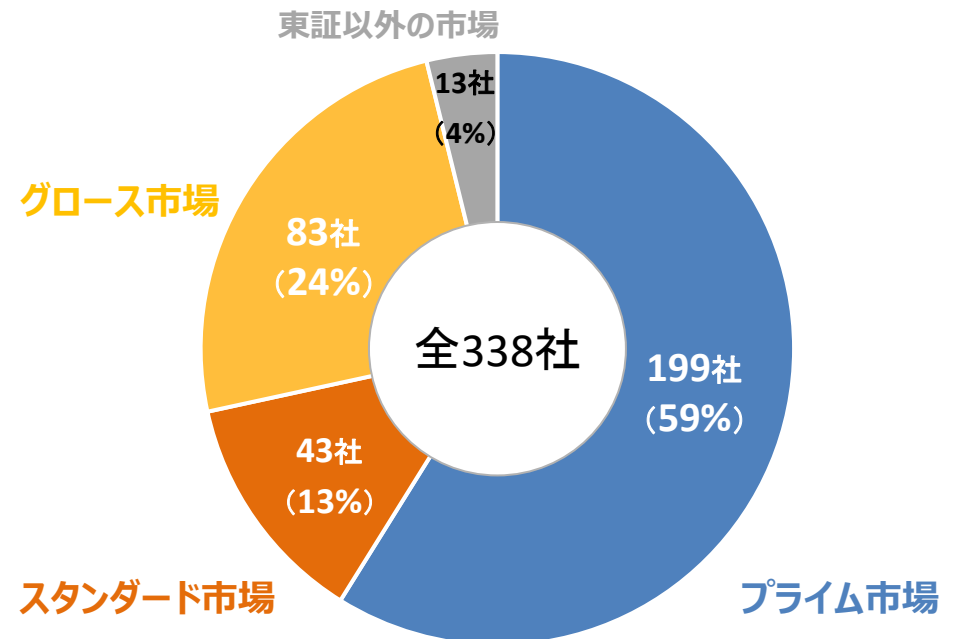
第3
問合先

- バーチャルオンリー株主総会を開催した会社は2022年8月31日時点で22社。
- また、同時点までにバーチャルオンリー株主総会の開催を可能とする定款変更議案を総会で決議した会社は316社。

バーチャルオンリー株主総会開催及び定款変更決議の推移



開催及び決議した企業が上場している市場



(注) 2022年8月31日現在 (経済産業省調べ)

- 場所の定めのない株主総会の開催にあたっては、以下の要件を充足する必要がある。

1. 場所の定めのない株主総会の開催の要件

〔 産競法66条1項・2項、
省令1条・2条 〕

①「上場会社」であること

- 「上場会社」…
金融商品取引法2条16項に規定する金融商品取引所に上場されている株式を発行している株式会社

②（③の前提として）「省令要件」該当性について 経済産業大臣及び法務大臣の「確認」を受けること

- 「省令要件」…
以下のいずれにも該当するものであること
 - (i) 通信の方法に関する事務（(ii)(iii)の方針に基づく対応に係る事務を含む。）の責任者の設置
 - (ii) 通信の方法に係る障害に関する対策についての方針の策定（「通信障害に関する対策方針」）
 - (iii) 通信の方法としてインターネットを使用することに支障のある株主の利益の確保に配慮することについての方針の策定（「インターネットを使用することに支障のある株主の利益確保に関する配慮方針」）
 - (iv) 株主名簿に記載・記録されている株主の数が100人以上であること
- 「確認」…「第2 確認手続」参照。

※なお、②の「確認」は、③の前提として必要になるものであり、場所の定めのない株主総会の開催の都度、経済産業大臣及び法務大臣の「確認」を受けるものではない。

③「定款の定め」があること

- 「定款の定め」…
株主総会（種類株主総会を含む。）を場所の定めのない株主総会（種類株主総会にあつては、場所の定めのない種類株主総会）とすることができる旨の定款の定め
- 「定款の定め」を設けるためには、株主総会の特別決議による定款変更が必要。
ただし、施行後2年間は、②の「確認」を受けた上場会社については、「定款の定め」があるものとみなすことができる（附則3条）。

④招集決定時に「省令要件」に該当していること

- ②の「確認」時に加えて、場所の定めのない株主総会の招集決定時に、②の「省令要件」に該当している必要がある。
- この時点での「省令要件」該当性については、招集決定者において確認することとなる。

- 場所の定めのない株主総会に関して、招集の決定事項、招集通知の記載・記録事項、延期・続行、議事録の記載・記録事項については、以下の規律となっている。

2. 招集の決定事項

〔 読替後の会社法298条1項、
省令3条 〕

- 株主総会の「場所」に代えて、「株主総会を場所の定めのない株主総会とする旨」を決定。
- 会社法上の決定事項に加えて、以下の事項を決定。
 - (i) 書面による事前の議決権行使を認めること（ただし、全株主に金融商品取引法に基づき委任状勧誘をしている場合を除く。）
 - (ii) 通信の方法
 - (iii) 事前の議決権行使をした株主が（株主総会当日に）通信の方法を使用した場合における事前の議決権行使の効力の取扱いの内容

3. 招集通知の記載・記録事項

〔 読替後の会社法299条4項、
省令4条 〕

- 会社法上の記載・記録事項（「場所」を除く。）に加えて、以下の事項を記載・記録。
 - (i) 書面による事前の議決権行使を認めること
 - (ii) 通信の方法
 - (iii) 事前の議決権行使をした株主が（株主総会当日に）通信の方法を使用した場合における事前の議決権行使の効力の取扱いの内容
 - (iv) 株主総会の議事における情報の送受信のために必要な事項（例：URL、ID・パスワード等）
 - (v) 策定した2つの方針（①通信障害に関する対策方針、②インターネットを使用することに支障のある株主の利益確保に関する配慮方針）の内容の概要

※前記3に関わらず、バーチャルオンリー株主総会を開催する会社が株主総会資料の電子提供制度を利用する場合の記載・記録事項については、次ページ参照

4. 延期・続行

〔 読替後の会社法317条 〕

- 株主総会決議で延期・続行を決定する通常の手続に加えて、以下の手続が可能。
- すなわち、場所の定めのない株主総会において、通信の方法に係る障害により議事に著しい支障が生じる場合に議長が延期・続行を決定することができる旨の議長一任決議があるときには、実際に当該支障が生じた場合には、別途の株主総会決議を経ることなく、議長の決定により延期・続行が可能。

5. 議事録の記載・記録事項

〔 読替後の会社法318条1項、
省令5条 〕

- 株主総会の日時・場所等（会社法施行規則72条3項1号）に代えて、以下の事項を記載・記録。
 - (i) 株主総会の日時
 - (ii) 株主総会を場所の定めのない株主総会とした旨
 - (iii) 通信の方法（策定した2つの方針（①通信障害に関する対策方針、②インターネットを使用することに支障のある株主の利益確保に関する配慮方針）に基づく対応の概要を含む。）

制度の詳細（3）

第1
制度

第2
確認手続

第3
問合先

- バーチャルオンリー株主総会を開催する会社が、株主総会資料の電子提供制度（令和元年改正会社法で措置（注））を利用する場合の記載・記録事項は、以下のとおり。

電子提供措置事項

読替後の会社法第325条の3第1項第1号、
読替後の会社法298条1項各号、省令9条1項

- 会社法上の記載・記録事項（「場所」を除く。）に加えて、以下の事項を記載・記録
 - (i) 書面による事前の議決権行使を認めること
 - (ii) 通信の方法
 - (iii) 事前の議決権行使をした株主が（株主総会当日に）通信の方法を使用した場合における事前の議決権行使の効力の取扱いの内容
 - (iv) 策定した2つの方針（①通信障害に関する対策方針、②インターネットを使用することに支障のある株主の利益確保に関する配慮方針）の内容の概要

狭義の招集通知(アクセス通知) 記載・記録事項

読替後の会社法325条の4第2項本文、
読替後の会社法298条1項1号～4号、
省令9条2項

- 会社法上の記載・記録事項（「場所」を除く。）に加えて、以下の事項を記載・記録
 - (i) 書面による事前の議決権行使を認めること
 - (ii) 通信の方法
 - (iii) 株主総会の議事における情報の送受信のために必要な事項（例：URL、ID・パスワード等）
 - (iv) インターネットを使用することに支障のある株主の利益確保に関する配慮方針の内容の概要

注：上場会社（厳密には振替株式発行会社）は、2023年3月1日以降（新規上場などの例外的な場合は2022年9月1日以降）、令和元年改正会社法による株主総会資料の電子提供制度を利用することが義務付けられる（社債、株式等の振替に関する法律159条の2第1項、会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律10条2項参照）

		バーチャルオンリー株主総会における電子提供措置事項の内容	バーチャルオンリー株主総会における狭義の招集通知の記載事項
バーチャルオンリー株主総会に特有の記載事項	書面行使の旨	○	○
	通信の方法	○	○
	事前行使の効力の内容	○	×
	情報の送受信のために必要な事項	×	○
	対策方針内容の概要	○	×
	配慮方針内容の概要	○	○

産業競争力強化法（抜粋）

第四節 場所の定めのない株主総会等の活用

第六十六条 金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されている株式を発行している株式会社（以下この条において「上場会社」という。）は、**株主総会（種類株主総会を含む。以下この項及び次項において同じ。）を場所の定めのない株主総会（種類株主総会にあっては、場所の定めのない種類株主総会。以下この項及び次項において同じ。）とすることが株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業省令・法務省令で定めるところにより、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた場合には、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる旨を定款で定めることができる。**

2 **前項の規定による定款の定めがある上場会社**の取締役（会社法第二百九十七条第四項（同法第三百二十五条において準用する場合を含む。）の規定により株主が株主総会を招集する場合にあっては、当該株主）が**場所の定めのない株主総会を招集する場合（その招集の決定の時に於いて前項の経済産業省令・法務省令で定める要件に該当しない場合を除く。）**における同法（中略）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二百九十八条第一項各号列記以外の部分	次に掲げる事項	次に掲げる事項及び株主の利益の確保に資するものとして経済産業省令・法務省令で定める事項
第二百九十八条第一項第一号	場所	株主総会を場所の定めのない株主総会とする旨
(後略)		

3 (略)

(参考) 関連条文

第1
制度

第2
確認手続

第3
問合先

産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（抜粋）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中産業競争力強化法目次の改正規定（「事業活動における知的財産権」を「場所の定めのない株主総会等」に改める部分に限る。）及び同法**第三章第四節の改正規定並びに附則第三条、第十九条及び第二十条の規定 公布の日**

二～四 （略）

（産業競争力強化法の一部改正に伴う経過措置）

第三条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の際現に金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されている株式を発行している株式会社（以下この条において「**上場会社**」という。）である株式会社又は同号に掲げる規定の施行の日（以下「**第一号施行日**」という。）から二年を経過する日までの間において上場会社となった株式会社が、**第一号施行日から二年を経過する日**（当該日までに上場会社でなくなった株式会社にあつては、上場会社でなくなった日）**までの間に**第一条の規定（同号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の産業競争力強化法（次項において「**新産競法**」という。）**第六十六条第一項に規定する経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた場合には、当該株式会社は、当該期間においては、その定款の定め（株主総会又は種類株主総会の場所の定めがある定款の当該定めに限る。）にかかわらず、その定款に同項の規定による定めがあるものとみなすことができる。**

2 **前項の規定によりその定款に新産競法第六十六条第一項の規定による定めがあるものとみなされた株式会社の取締役（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二百九十七条第四項の規定により株主が株主総会を招集する場合にあつては、当該株主）が当該定めに基づいて招集する場所の定めのない株主総会においては、新産競法第六十六条第一項の規定による定めを設ける定款の変更の決議をすることはできない。**

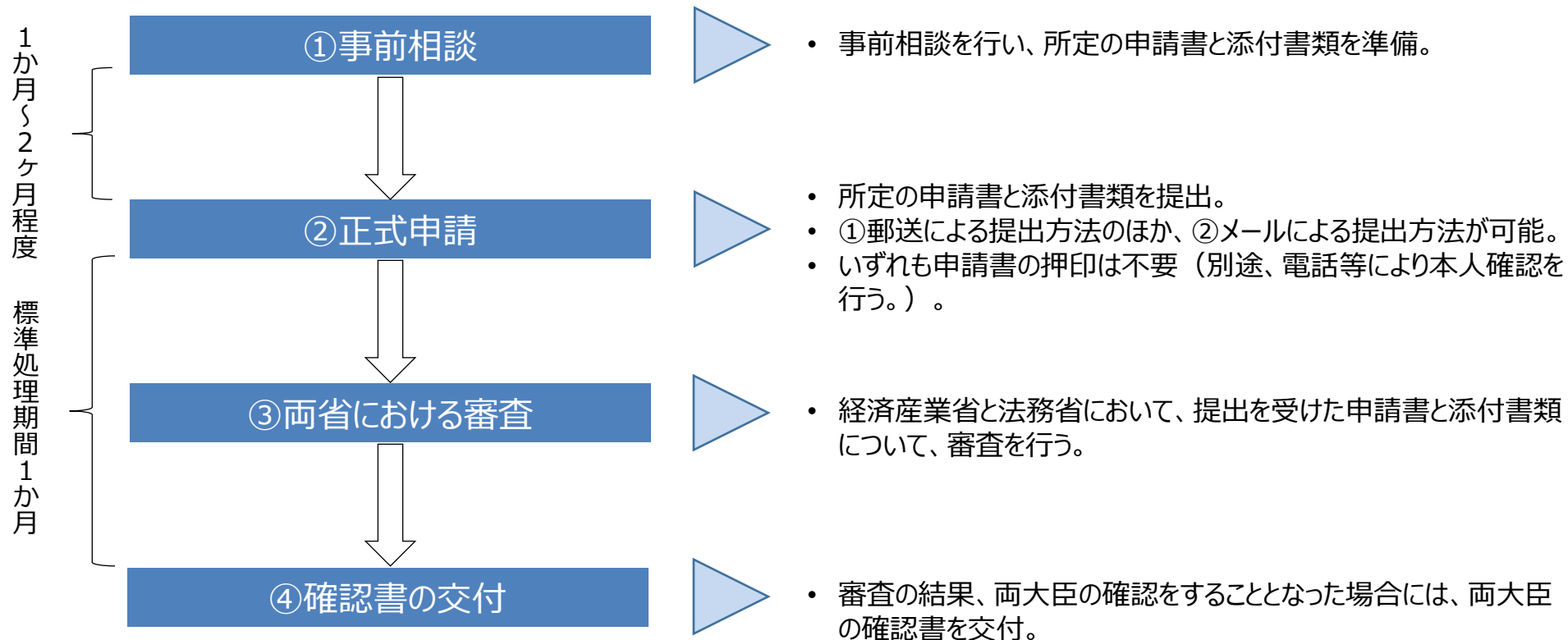
両大臣の確認に関する手続の流れ

第1
制度

第2
確認手続

第3
問合せ先

- 場所の定めのない株主総会の開催にあたっては、経済産業大臣及び法務大臣の「確認」を受ける必要があるところ、両大臣の確認に関する手続の流れとしては、**①事前相談、②正式申請、③両省における審査、④確認書の交付**を想定。
- いずれも手続の窓口は、経済産業省が担当（「第3 問合せ先」参照）。



両大臣の確認に係る申請

第1
制度

第2
確認手続

第3
問合先

- 両大臣の確認を受けるためには、以下のとおり、省令要件に該当していることが必要。
- 申請の際には、以下のとおり、所定の申請書と添付書類の提出が必要。

省令要件（省令1条、審査基準）

(i) 通信の方法に関する事務（(ii)(iii)の方針に基づく対応に係る事務を含む。）の責任者の設置

責任者は、必ずしも取締役であることを要しない。

(ii) 通信の方法に係る障害に関する対策についての方針の策定

例えば以下のような事項を定めることが考えられるが、これらのいずれかに限られるものではない。

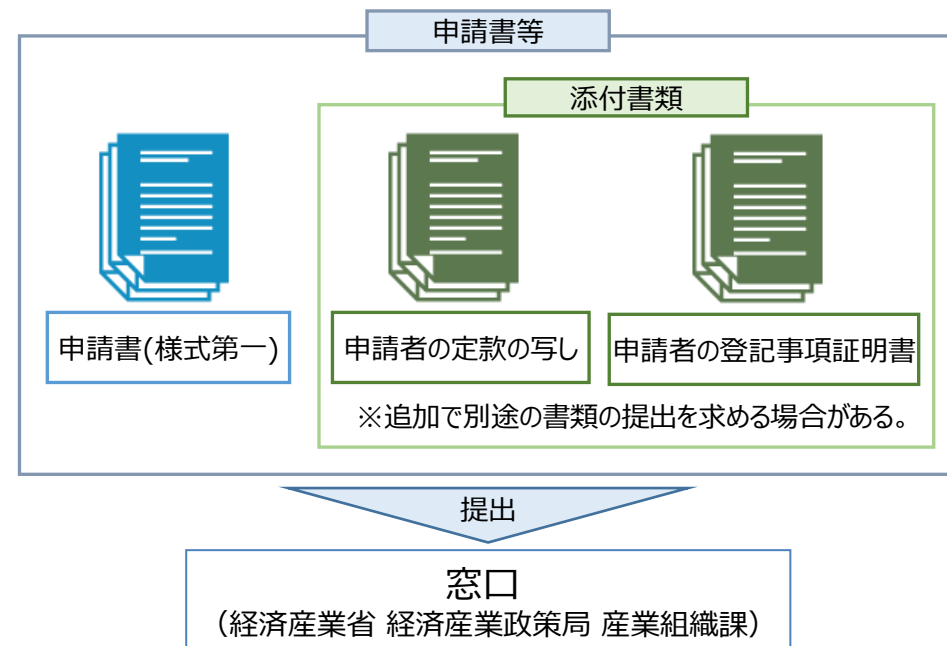
- ①通信障害対策が講じられたシステムを用いること
- ②通信障害が生じた場合における代替手段を用意すること
- ③通信障害が生じた場合に関する具体的な対処マニュアルを作成すること
- ④産競法66条2項による読替後の会社法317条括弧書の議長一任決議について諮ること

(iii) 通信の方法としてインターネットを使用することに支障のある株主の利益の確保に配慮することについての方針の策定

例えば以下のような事項を定めることが考えられるが、これらのいずれかに限られるものではない。

- ①書面による事前の議決権行使を認めることとした上で、株主に対してインターネットを使用することに支障のある株主について書面による事前の議決権行使を推奨する旨を通知すること
- ②必要となる機器について貸出しを希望する株主に貸出しをすること
- ③通信の方法として電話による出席が可能であるものを用いること

(iv) 株主名簿に記載・記録されている株主の数が100人以上であること



経済産業大臣及び法務大臣の確認に関する手続を含め、本制度に関しては、以下の問合せ先にお問合せください。

問合せ先

経済産業省 経済産業政策局 産業組織課 (03-3501-6521)

※本制度は、経済産業省と法務省で所管しておりますが、両大臣の確認に関する手続を含め、窓口は全て、経済産業省が担当しております。

参照ウェブサイト

場所の定めのない株主総会（バーチャルオンリー株主総会）に関する制度

URL :

https://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/keizaihousei/virtual-only-shareholders-meeting.html

上記ウェブサイトにて、下記の関連資料を掲載しておりますので、適宜ご参照ください。

- 制度説明資料
- 【法律】産業競争力強化法・産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（抜粋）
- 【省令】産業競争力強化法に基づく場所の定めのない株主総会に関する省令
- 【審査基準】産業競争力強化法第66条第1項に規定する経済産業大臣及び法務大臣の確認に係る審査基準
- 【Q&A】産業競争力強化法に基づく場所の定めのない株主総会に関するQ&A
- 申請書のフォーマット